



しつけの三原則



哲学者で教育者でもあった森信三先生をご存じの方も多いことと思います。森信三先生は多くの著書や教育方法を残されましたが、先生が提唱された「しつけの三原則」は、人間の基本姿勢や品格を育てるしつけの方法です。

その三原則とは、以下のようにまとめられます。

- 1. 朝、必ず親に挨拶をする子にすること
- 2. 親に呼ばれたら必ず、「はい」とはっきり返事のできる子にすること
- 3. 履物を脱いだら必ずそろえ、席を立ったら必ず椅子を入れる子にすること

3 つとも、日常生活のことです。やろうと思えば誰でもできる、もしくはすでにできているかもしれません。ただ、毎日あるいは毎回やっているかというと、そうではないケースが多いのではないでしょうか。それに肝心なのは、まずその親が、普段からこの3つをやっているかどうかですね。朝、自分は家族に「おはよう」と挨拶をしない時もあるにもかかわらず、子どもにはしつけとして挨拶をしなさいと言い聞かせても、説得力がありません。子どもを教育するなら、まずは自分が実践するのは当たり前のことです。

それでもわが国では、いわゆる上記のようなしつけはまだ相対的にできている方ではないかと思う場面があります。たとえば新幹線に乗ると、駅に停車して降りる際に車掌から「倒したシートは元に戻してくださるようお願いします」とアナウンスがあり、ほとんどの方は元に戻しておられるのを見ます。アナウンスがなくても元に戻すのが本来ですが、そうお願いすることもしつけの一環であると思います。酷いのは、海外の子どもたちの団体が座っていた席です。もちろん全員がそうではないのでしょうが、シートも倒したまま、床にゴミが散らかっていたり、座っている状態にしても無茶苦茶な場面を何度も目にしました。日本の学校の修学旅行では、そんなことは許されないだろうと思うくらいです。

そういう場面に出くわすと、普通にそういう行動ができる日本で(日本人で)よかったなと思いながらも、もしかして時代とともにその美しいしつけが少しずつ疎かになっていったりしてるのであれば、しつけを受けてきた親がまず実践して子どもに伝え、さらにその子どもへと代々伝えていく動きを強化しなければならないと思います。地域の小学校では、私たちが小学生の頃からあった「あいさつ運動」が今でも継続して行われているようです。あいさつ運動も、その日だけ挨拶するものではありません。毎日毎回できるようにするきっかけ作りですね。当たり前のことを当たり前にできる美しい日本と日本人そしてその習慣を、これからも大切に守っていかなければならないと思います。



「インボイス制度」いよいよ始まります!



2016 年 11 月 18 日に成立した改正消費税法によって、①消費税率 10%への引き上げと② 軽減税率制度、そして③インボイス制度の施行日が確定しました。その日から約7年を経てこの 10月1日よりいよいよインボイス制度が始まります。

直近でも国会前でインボイス制度導入反対のデモや署名運動が行われたり、YOUTUBEでは、9 月中旬には国が制度そのものを撤回すると自信たっぷりに予言する税理士がいたり、著名な芸能人までも動画で導入反対のメッセージを送ったり、この期に及んでもにぎやかな様相を呈しています。

もしこれだけエネルギーを注いで各方面の関係業者や当事者である事業主が準備をしてきたものが直前にひっくり返されたりしたら国の信用にかかわります。電子帳簿保存法における「電子取引の電子保存」の2年延期どころではないですからね。何が何でも約束したことはスタートしないと、今後の改正等に大きな禍根を残すことになりかねません。

このインボイス制度の当事者である事業者の皆様が、今現在インボイス制度に対してどういう 感触を持っておられるか様々でしょうが、制度スタートの直撃を受けて増税となる方にとっては 死活問題であるかもしれませんし、以前にもお伝えしましたように、免税事業者以外でもほとん どの事業者にとって消費税が実質増税となりますので、今できることを早く準備をされることを お勧めします。

とはいえ、これまで TKC 全国会や税理士会からの情報を得て、またその他税務関連の情報誌やセミナーの受講を通して、お客様にも長期間にわたって情報提供と周知を進めてきました当事務所としても、実際始まってみないとどれだけの割合で経理処理や毎月の監査、そして年次の決算に影響が出るかは想像がつきにくいところです。

7 年前に成立しながら直前の今年になってからいくつも出てきた救済措置が、例外的な扱いを 増やしてさらに制度も複雑化しましたので、税額の有利不利判定においても今後混乱が生じるこ とは想像に難くありません。一方で、いまだに「インボイスて何や?」と悠長な事業者様もおそら く多数いらっしゃると思います。その方たちは、自らが困るだけでなく、まともな対応ができな いために取引先やその先にある我々の監査実務にも多大な迷惑をかけてくれることになりかねま せん。

くりかえしになりますが、10月1日以降に請求書や領収書を受け取って初めてその不備や問題点が表面化しては、その対応を巡って混乱が生じる可能性があります。私ども会計事務所もしばらくはその混乱の中で仕事をしていかなければならないものと覚悟しております。皆様にも何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。			
□ 下記へ配信してください。 会社名	ユアブレーン 尾上会計事務所 宛 TEL	FAX 079-288-0997	



インボイス制度 Q&A



インボイス制度スタートまで 1 ヵ月を切りました。準備のほどはいかがでしょうか? 私が監査中にお客様から頂戴したインボイス制度についての相談を Q&A としてまとめましたのでご確認ください。

Q1:飲食店などで手書きの領収書をもらうが注意することはありますか?

A1: 領収書等がインボイスの要件を満たしているか確認してください。

要件を満たしていれば手書きでも大丈夫です。

Q2:受け取った領収書等がインボイスの要件を満たしていなければどうなりますか?

A2:簡単に言えば、消費税の納税額が増えます。

Q3:ネットショッピングを利用した場合はどうすればいいですか?

A3:Amazon では購入履歴よりご自身でダウンロードするようです。

各 EC サイトに確認してください。

Q4:従業員が経費の立替払いをした場合はどうすればいいか?

A4: 領収書等の宛名が事業者宛ての場合はその領収書等で大丈夫です。

宛名が従業員さん宛ての場合はその領収書等と立替経費清算書が必要となります。

Q5:公共交通機関を使った場合は?

A5:3万円未満の場合、一定の事項を帳簿に記載するのみでOK。

3万円を超える場合は領収書等の保存が必要です。

Q6:クレジットカードの利用明細はインボイスとして利用できますか?

A6:利用できません。買い物したお店が発行したレシート等を捨てずに保存してください。

Q7:締め日が15日締めで、10/1をまたぐ場合はどうすればいい?

A7:締め日が10/1 またぐ場合は9月分も含めてインボイスを発行しても大丈夫です。

他にも多くの相談を受けていますが、ページの都合上一部抜粋させていただきました。

些細なことでも構いませんのでお困りの際は監査担当者にお声がけください。
(記事担当:大西)

※今後ハクションレターの配	信をご希望されない方は、お手数です	が□に✓を入れご返信ください。
□ 今後希望しない	ユアブレーン 尾上会計事務所 宛	FAX 079-288-0997
会社名	TEL	FAX

中小企業等の 出さま

姬路市中小企業等 省エネ設備導入支援補助金



必まで 令和5年





申請受付期間を 延長します



補助額 🕏 200万円

補助率 1/2

省エネ設備への更新を行うことでエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、 カーボンニュートラルへの取り組みを推進する中小企業者等を応援します。

令和5年 10月31日 ② (先着順)

※省エネ機器の調達先となる販売事業者の登録期間についても10月31日まで延長します。

姫路市内に登記上の本店所在地を有する中小企業等 又は姫路市内に主たる事業所を有する個人事業主

助金 照要

補助対象経費

姫路市が指定する一定の省エネ性能を有する機器本体の更新費用(税抜)

指定品目

- ■LED照明 ■エアコン ■冷蔵・冷凍庫
- ■電気温水機器
- ■ガス・石油温水機器
- ■ハイブリッド温水機器

方法

「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金」のホームページから様式等を ダウンロード。必要事項を記入し、その他必要書類と合わせて下記事務局に 郵送してください。

問い合わせ 送付先

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金事務局

TEL.079-221-2622

午前9時から午後5時

(土日祝日を除く平日のみ)



(産業振興課内)

姫路市中小企業等省工ネ設備導入支援補助金

〒670-8501 姫路市安田四丁



ホームページ▶